

資料2

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)新旧対照表

現行	改正案
(合議) 第5条 略 2・3 略 4 決裁を要する事務が予算の執行に影響を及ぼすものについては、総務部長、総務部次長 <u>及び財政経営課長</u> に合議しなければならない。	(合議) 第5条 略 2・3 略 4 決裁を要する事務が予算の執行に影響を及ぼすものについては、総務部長、総務部次長、 <u>財政課長及び総務部専門官(所管専門官に限る。)</u> に合議しなければならない。